

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県屋外広告物条例の一部が改正され、屋外広告業の表示の方法等の基準の厳格化、屋外広告業に係る登録制の導入等がなされたことに伴い、屋外広告物の表示等に係る許可の基準を厳格化するとともに、屋外広告業の登録制に係る手続等を定める。

2 規則の概要

(1) 屋外広告物の表示等に係る許可の基準の厳格化

ア 建築物、へい又は垣を利用する広告物等で屋上を利用するものに係る許可基準に、表示面積が120平方メートル以下であることを加える。

イ 慣習上等の理由により許可の適用除外となる広告物等で街灯に表示するものの基準のうち、地面から広告板の下端までの高さを、4.7メートル（現行 4.5メートル）以上とする。

(2) 屋外広告業の登録制に係る手続等

ア 次の申請書等の様式を定める。

(ア) 立入検査証

(イ) 屋外広告業登録申請書

(ウ) 誓約書

(エ) 登録申請者本人等の略歴書

(オ) 屋外広告業登録事項変更届出書

(カ) 屋外広告業廃業等届出書

(キ) 屋外広告業登録証

(ク) 屋外広告業者の帳簿

イ アの(イ)の申請書に添付する書類を定める。

ウ 屋外広告業者の標識及び帳簿の記載事項を定める。

エ 屋外広告業者の監督処分簿等の閲覧方法及び記載事項を定める。

オ 大型広告物の表示方法規制の適用除外地域を第2種制限地域と、広告物等の表示方法の彩度の基準を日本工業規格のZ8721の彩度8とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年10月1日とする。

イ (1)のア及び(3)の一部は、施行日以後に表示され、又は設置される広告物等について適用し、同日前に表示され、又は設置された広告物等については、なお従前の例による。